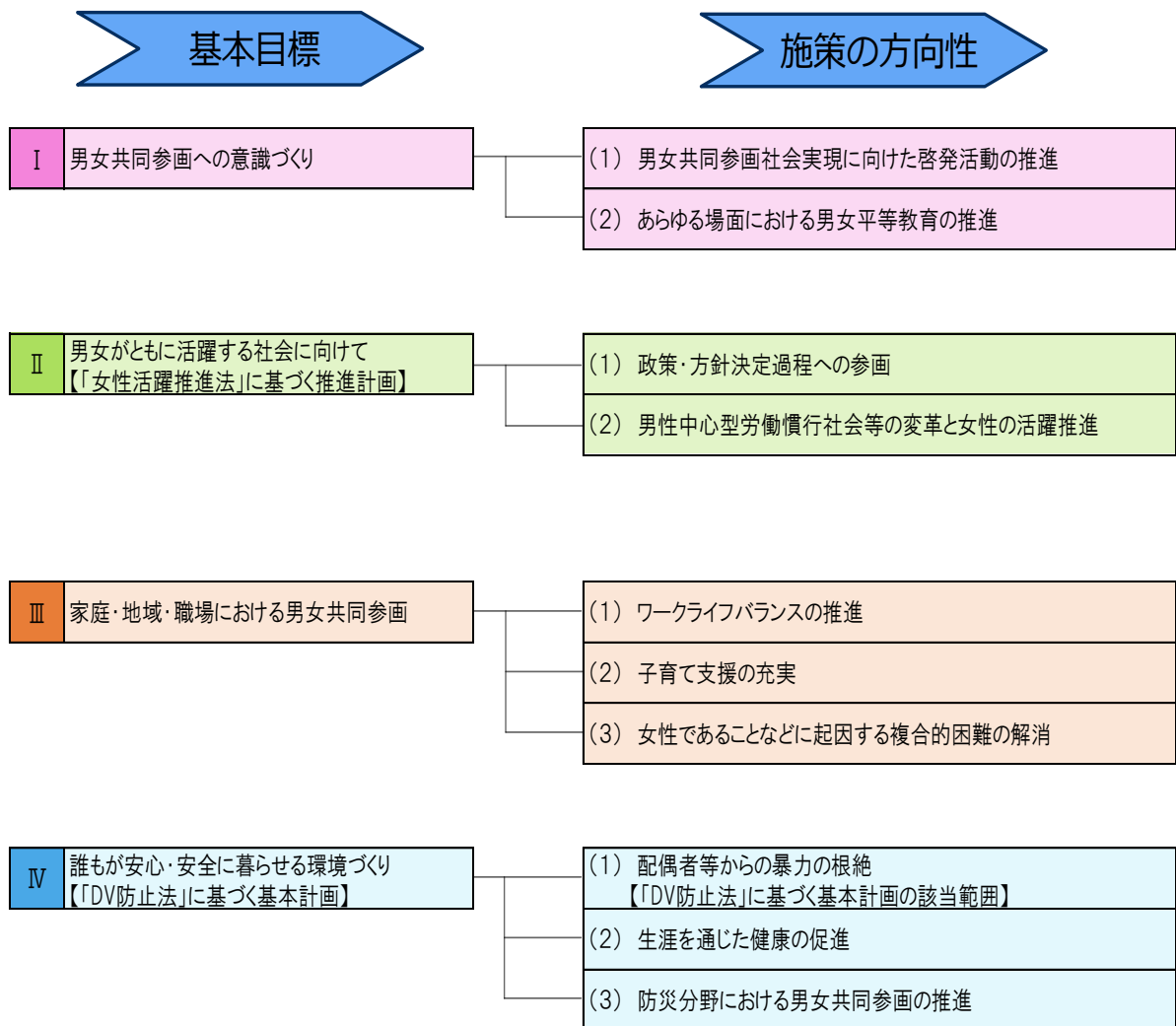


## 2章 第2次プランの具体的な取組み

### 1 第2次プランの体系



## 2 基本目標

第1次プラン、社会情勢や市の状況を踏まえ、以下の4つの基本目標を設定しました。

基本目標Ⅰ	男女共同参画への意識づくり
<p>性別に基づく固定的役割分担意識や地域社会の慣行は、根強く未だに残っています。男女共同参画社会実現のためには、市民一人ひとりが意識を見直し、人権を尊重する精神を高めることが重要です。そのため、あらゆる場面で男女共同参画意識を定着させるための教育・学習の推進と広報・啓発活動を行っていきます。</p>	
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)男女共同参画社会実現に向けた啓発活動の推進</li> <li>(2)あらゆる場面における男女平等教育の推進</li> </ul>

基本目標Ⅱ	<p>男女がともに活躍する社会に向けて</p> <p>【「女性活躍推進法」に基づく推進計画】</p>
<p>男女共同参画社会の実現には、男女が対等な立場で意思決定過程に参画することが大切です。女性の意見が反映されるよう、各種審議会等における女性の参画を推進します。</p> <p>また、男性中心型労働慣行を変革し、女性の職業生活における活躍を推進します。</p> <p>この目標は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画と位置づけます。</p>	
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)政策・方針決定過程への参画</li> <li>(2)男性中心型労働慣行社会等の変革と女性の活躍推進</li> </ul>

基本目標Ⅲ	家庭・地域・職場における男女共同参画
<p>男女が共に社会に参加していくためには、仕事と家庭生活のバランスがとれる環境が重要です。仕事と子育て、介護を両立できるよう、ワークライフバランスを推進します。</p> <p>また、誰もが不安や負担を感じることなく子育てに取り組めるよう、子育て支援の充実を図ります。</p> <p>さらに、「女性であること」に加え「障害者であること」等で複合的に困難な状況に置かれている人々にとって、住みよいまちになるように取り組みます。</p>	
施策の方向性	<p>(1)ワークライフバランスの推進</p> <p>(2)子育て支援の充実</p> <p>(3)女性であることなどに起因する複合的困難の解消</p>

基本目標Ⅳ	<p>誰もが安心・安全に暮らせる環境づくり</p> <p>【「DV 防止法」に基づく基本計画】</p>
<p>配偶者や恋人等の親しい間柄であっても、暴力は大変な人権侵害であり、犯罪ともなる行為です。互いの性を尊重する意識啓発や相談体制を充実させ、暴力根絶を目指します。</p> <p>この目標は、「DV 防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画と位置づけます。</p> <p>また、健康に配慮し、生涯を通じた健康の促進を図ります。</p> <p>さらに、震災から得た教訓を生かし、防災分野においても男女共同参画を推進します。</p>	
施策の方向性	<p>(1)配偶者等からの暴力の根絶</p> <p>【「DV 防止法」に基づく基本計画の該当範囲】</p> <p>(2)生涯を通じた健康の促進</p> <p>(3)防災分野における男女共同参画の推進</p>

### 3 施策の内容（事業）

#### 基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、男女を問わず個人として尊重され、性による差別をなくし、男女が共に一人の人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

しかし、男女共同参画の実現の大きな障害の一つに、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られた性別に基づく固定的役割分担意識があります。このような意識は時代と共に変わりつつあるものの、未だに根強く残っています。

社会における女性の活躍なくしては発展が望めない時代にある中で、こうした固定的役割分担意識やしきたり、慣習、働く場、意思決定の場等における男性優位の意識は、男女共同参画社会を形成していくうえで改善されなければならないものです。

そこで、教育や学習を通じて男女共同参画に関する認識を深め、男女共同参画推進のための意識啓発を行うことが重要です。学校・家庭・職場・地域などあらゆる場で男女共同参画意識を定着させるための教育・学習の推進と広報・啓発活動を行っていきます。

### 施策の方向性（1）男女共同参画社会実現に向けた啓発活動の推進

事業内容	主な担当課
国、県等が主催する研修会に積極的に参加します。	企画課 総務課
男女共同参画への取り組みに関する職員の実態や、市民に対し啓発すべき男女共同参画に関する事柄を的確に把握します。	企画課
男女共同参画に関する情報の収集と提供を行います。	企画課
人権を無視した性意識を改めるために、メディアにおける社会的な性別の存在を見直し、メディアリテラシーを養えるよう、意識啓発に取り組みます。	企画課
市の広報紙等、市民向けの媒体における表現を男女共同参画の視点でチェックし、発行します。	秘書広報課

### 施策の方向性（2）あらゆる場面における男女平等教育の推進

事業内容	主な担当課
学校等教育機関において、教科や道徳の中で男女平等教育を行います。	学校教育課
学校等教育機関において、思春期における心身の機能の発達と心の健康についての保健指導を行います。	学校教育課
男女平等の視点に立った青少年の育成を行います。	生涯学習課
男女がともに働きやすい職場を目指し、商工関係団体等に、法や制度に関することなどの情報提供を行います。	商工観光課

---

## 基本目標Ⅱ 男女がともに活躍する社会に向けて

### 【「女性活躍推進法」に基づく推進計画】

働く場面において、未だに男性中心型労働慣行が根強く残り、女性の労働環境は決して良い状態とは言えません。この、女性の力が十分に発揮できていない状況を踏まえ、働くことを希望する女性とその希望に応じた働き方を実現できるよう、社会全体として取り組んでいくことが求められています。

また、女性は、様々な分野において意思決定過程の場に参画する機会が十分にありません。女性も男性も対等な立場で、職場・地域・家庭などあらゆる分野への意思決定過程に参画することは、男女共同参画社会を実現する基盤となるため、環境改善に努める必要があります。

そして、女性の立場からの意見や価値観が十分に施策に反映されるよう、各種審議会・委員会等をはじめとした、政策にかかわる分野における女性の参画を積極的に推進します。そのために、政策・方針決定過程への参画に向けた人材の発掘や人材育成に努め、参画に必要な能力発揮や能力開発の支援を行い、女性管理職の育成に努めます。

急速な人口減少局面における将来の労働力不足の懸念や、人材の多様性(ダイバーシティ)の確保に対応するため、地域の実情に応じた相談体制、仕事と生活の両立支援、職業教育等の充実が早急に求められています。地方創生に当たっては、女性の活躍が鍵となります。活力ある地域社会の実現のため、施策を推進して行きます。

### 施策の方向性（1）政策・方針決定過程への参画

事業内容	主な担当課
審議会等の女性委員の登用について、積極的な働きかけを実施します。	関係各課
東金商工会議所との連携のもと、ワークライフバランスについての意識を醸成し、女性管理職の育成に取り組みます。	総務課 商工観光課
パブリックコメント等、市政への参画に関する情報を適宜提供します。	企画課
東金市の千葉県男女共同参画地域推進員を中心として、地域の実情・ニーズに即した男女共同参画を推進します。	企画課
男女共同参画担当課を中心に、庁内横断的に男女共同参画を推進します。	企画課

### 主な指標

指標	現状値	目標値
各部署で所管する審議会等の女性委員の割合	19.9%	30.0%
庁内の管理職(※)への女性登用率	6.6%	10.0%
千葉県男女共同参画地域推進員数(東金市)	0人	1人

※管理職手当を支給されている職員(管理又は監督の地位にある職員)のうち条例等で指定する職を占める職員を指します。

## 施策の方向性（2）男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進

事業内容	主な担当課
東金商工会議所との連携のもと、ワークライフバランスについての意識を醸成し、女性の職業能力開発や就労継続、再就職を支援します。	商工観光課
東金商工会議所との連携のもと、ワークライフバランスについての意識を醸成し、女性管理職の育成に取り組みます。	総務課 商工観光課
女性の就職のために必要な資格、技能習得に関する情報を提供します。	商工観光課
ワークライフバランスの意識の普及と啓発に努めます。	企画課
東金商工会議所と連携し、ワークライフバランスに取り組む市内企業を増やします。	商工観光課
東金商工会議所と連携し、ワークライフバランスに関するコンサルタントを養成します。	商工観光課
育児・介護休業制度の情報提供を適宜行います。	総務課 商工観光課
ファミリー・サポート・センター事業を推進します。	こども課
保育所入所待機児童0人を目指します。	こども課



## 主な指標

指標	現状値	目標値
庁内の管理職への女性登用率	6.6%	10.0%
ワークライフバランスに取り組んでいる企業数	—	12社
ワークライフバランスに関するコンサルタント数	—	15人
ファミリー・サポート・センター会員数	233人	258人
保育所入所待機児童数(年度当初)	6人	0人

---

## 基本目標Ⅲ 家庭・地域・職場における男女共同参画

男女が共に社会のあらゆる活動に参加していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参加できる環境づくりが重要です。男性も女性も共に家族としての責任を担えるよう、社会がこれを支援していく必要があります。

特に男性については、従来の職場中心の意識やライフスタイルから、職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換への支援が求められています。市内企業においてワークライフバランスを推進することにより、仕事と子育て、介護を両立できるような環境づくりに取り組みます。

市民アンケートにおいて課題が浮き彫りとなった、子育てにかかる経済的負担についても、負担を軽減できるよう、支援制度の充実を図ります。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成28年4月1日施行)」においても、行政機関や事業者は性別に応じた配慮を行うことが求められています。障害のある人が、男女を問わず、地域の中で自立した生活を送り、積極的に社会参加できるような仕組みづくりを推進します。

加えて、市内在住または市内を訪れる外国人数は、2020年の東京オリンピック等の影響から、今後さらなる増加が見込まれます。国際化が進展する中で、市内に暮らす外国人の人権が私たちの人権と同様に守られ、外国人が安心して生活し、活躍できる社会づくりを進めていきます。

### 施策の方向性（1）ワークライフバランスの推進

事業内容	主な担当課
市民や商工関係団体に対し、労働基準法等の法律や制度の周知を行います。	商工観光課
ワークライフバランスの意識の普及と啓発に努めます。	企画課
東金商工会議所と連携し、ワークライフバランスに取り組む市内企業を増やします。	商工観光課
東金商工会議所と連携し、ワークライフバランスに関するコンサルタントを養成します。	商工観光課
育児・介護休業制度の情報提供を適宜行います。	総務課 商工観光課
ファミリー・サポート・センター事業を推進します。	こども課
保育所入所待機児童0人を目指します。	こども課

### 主な指標

指標	現状値	目標値
ワークライフバランスに取り組んでいる企業数	—	12社
ワークライフバランスに関するコンサルタント数	—	15人
ファミリー・サポート・センター会員数	233人	258人
保育所入所待機児童数(年度当初)	6人	0人

## 施策の方向性（2）子育て支援の充実

事業内容	主な担当課
子育て支援に関する情報を適宜提供します。	こども課
低年齢児受け入れ、延長保育、一時保育の多機能化を図ります。	こども課
育児・介護休業制度の情報提供を適宜行います。	総務課 商工観光課
ファミリー・サポート・センター事業を推進します。	こども課
保育所入所待機児童0人を目指します。	こども課
児童館の機能の充実を図ります。	こども課
幼保一体化による、既存の保育所及び幼稚園の施設を再編し、認定こども園化を推進します。	こども課
各種イベントの実施に際して託児スペースを用意するなど、公共施設等の会場に配慮をします。	関係各課

## 主な指標

指標	現状値	目標値
ファミリー・サポート・センター会員数	233人	258人
保育所入所待機児童数(年度当初)	6人	0人

---

### 施策の方向性（3）女性であることなどに起因する複合的困難の解消

事業内容	担当課
高齢者・障害者等の相談に応じ、適切に助言を行います。	社会福祉課 高齢者支援課
障害者の生活と就労の支援を行います。	社会福祉課
誰もが安全で快適に通行できるよう、歩道等の整備を推進します。	建設課
介護等についての基礎知識と介護保険制度について理解を深めるため、出前講座等を実施し、適切な介護保険サービスの情報を提供します。	高齢者支援課
各種パンフレットやホームページ等の多言語化を図るなど、外国語による情報提供等の支援を行います。	関係各課

---

## 基本目標Ⅳ 誰もが安心・安全に暮らせる環境づくり

---

### 【「DV防止法」に基づく基本計画】

配偶者からの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)は、決して許されるものではありません。恐怖と不安を与え、活動を束縛し、自信を失わせることで支配し、さらに従属的な状況に追い込むものです。暴力の現状や男女の置かれている社会構造の実態を直視するとき、潜在化しがちな女性に対する暴力が特に問題となります。

「DV防止法」の制定等により法整備が進み、DVという言葉自体は認知されはじめています。しかし、「殴る・蹴る」等の身体的暴力の他に、「怒鳴る・無視する」等の精神的暴力や、「生活費を渡さない」等の経済的暴力、「避妊に協力しない」等の性的暴力がDVにあたるという認識は不十分です。また、近年、恋人からの暴力(デートDV)が社会問題になるなど、まだまだ根絶には至りません。

「DV防止法」の周知を図り、男女が互いの人権を尊重する意識を積極的に啓発し、暴力を許さないという社会意識の醸成を図ります。

また、男女が共に健やかに暮らせるよう、配偶者間やその他の男女間におけるDVに関する相談体制の充実に取り組みます。

さらに、安心・安全に暮らせる環境作りを健康面からも捉えます。健康に配慮し、生涯を通じた健康の促進に取り組みます。加えて、震災から得た教訓を生かし、防災分野においても男女共同参画を推進します。

## 施策の方向性（1）配偶者等からの暴力根絶

### 【「DV防止法」に基づく基本計画の該当範囲】

事業内容	担当課
市民や商工関係団体に対し、DV防止法等の法律や制度の周知を行います。	こども課
DV防止のための講座や研修会等を開催し、意識啓発を行います。	こども課
DV被害者等について相談体制の充実を図ります。 ⇒○女性サポートセンター（中核的配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所） ○山武健康福祉センター（地域配偶者暴力相談支援センター） ○千葉県男女共同参画センター（地域配偶者暴力相談支援センター） ○警察・病院・児童相談所 上記関係機関等との連携を強化します。	こども課
DV被害者等についての相談を適切に行います。	こども課
セクシャルハラスメント・マタニティハラスメント等は、人権を侵害する暴力であることの周知を行い、防止に向けた啓発を行います。	総務課
セクシャルハラスメント・マタニティハラスメント等のない職場環境を整備するため、必要な情報提供を行います。	総務課
ストーカー行為等を防ぐため、ストーカー規正法等の法律や制度の周知、啓発を行い、関係機関との連携を強化します。	こども課
区や自治会との連携のもと、防犯パトロールを強化し、ストーカー等の性犯罪防止に努めます。	消防防災課

### 施策の方向性（2）生涯を通じた健康の促進

事業内容	担当課
疾病の早期発見のため、各種検（健）診の受診勧奨と健康相談、健康教育などの保健事業を推進します。	健康増進課
妊娠・出産等に関する支援・相談体制の充実を図ります。	健康増進課
健康づくりを支援する講演会等を実施し、健康に関する市民意識の向上を図ります。	健康増進課

### 主な指標

指標	現状値	目標値
がん検診延べ受診者数（集団・個別）	21,536人(H26)	25,000人



### 施策の方向性（3）防災分野における男女共同参画の推進

事業内容	担当課
防災・防犯における女性視点の必要性、重要性について、市民意識の向上を図ります。	消防防災課
東金市消防団女性部をはじめとし、地域の自主防災活動への女性の参画を促進します。	消防防災課

### 主な指標

指標	現状値	目標値
市内消防団における女性消防団員数	7人(H27.12)	増加を目指します